

# 平成20年度事業評価書要旨

平成20年9月  
金融庁

# 平成20年度事業評価書要旨

担当部局名：総務企画局総務課情報化・業務企画室、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

評価実施時期：平成20年8月

<p>事業名</p>	<p>「金融庁業務支援統合システム」の開発 (平成20年度事業評価書：7頁)</p>		<p>事前1</p>
<p>事業の概要</p>	<p>金融庁においては、検査、監督、証券取引等監視等の各業務を支援するシステムとして、現状、①金融検査監督データシステム、②モニタリングシステム、③証券総合システムの3システムがあり、これら各システムの調達、開発及び運用はシステムごとに個別に実施されているが、これらのシステムを統合して再構築することにより、統合後の次期システムの調達、開発及び運用の合理化を推進する。 また、この統合により各局内、各局間、各局と財務局等の間において、適切なアクセス管理の下、相互に情報を利用できる仕組みに改善する。</p>		
<p>事業の目的</p>	<p>「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において、各府省は業務・システムの最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、経費の削減と業務処理時間の短縮の効果を上げることとされている。当庁においても、最適化計画に基づき、金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務における業務・システムの見直し等を行い、当該業務に係る経費の削減と業務処理時間の短縮の効果を上げることとする。</p>		
<p>評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(必要性) 当事業により構築されるシステムは、銀行法や金融商品取引法等に基づき行われる金融機関等の検査・監督業務及び証券取引等監視等業務の適切な実施を支援するものである。</p> <p>(効率性) ・当事業は最適化計画に掲げられたものであり、経費の削減や業務処理時間の短縮が期待できることから、適正な手段である。 ・金融検査監督データシステム、モニタリングシステム、証券総合システムを統合して再構築することにより、統合後のシステムの調達、開発及び運用の合理化が期待できる。 また、最適化計画において、統合後のシステムが基盤となって業務上必要な情報をデータベースに蓄積し検索性を高めることにより、金融庁及び財務局等の担当職員が、適切なアクセス管理の下で業務上必要な情報に適時に利用できる仕組みを構築することなどから、業務の効率性の向上が期待できる。</p> <p>(有効性) ・新規施策のため、これまでに達成された効果はないが、最適化計画全体の効果として、単年度で約2.1億円の経費削減及び約9,450日の業務処理時間の短縮を見込まれる。</p> <p>(事後的な検証時期等) ・システム開発（機能追加及び修正等）完了予定時期：平成23年度 ・目標の達成時期：平成24年度 ・事後的な検証を行う時期：平成25年度</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>達成目標 平成24年度から単年度で約2.1億円の経費の削減及び約9,450日の業務処理時間の短縮（いずれも試算値）</li> <li>測定指標 削減経費金額、短縮業務処理時間</li> </ul>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>

平成20年度事業評価書

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：監督局保険課

<p>事業名</p>	<p>少額短期保険募集人管理業務システム開発 (平成20年度事業評価書：15頁)</p>		<p>事後1</p>
<p>事業の概要</p>	<p>・少額短期保険募集人の登録申請、変更届出の受理を当庁の個別の業務システムとして追加することにより、受付・審査・公文書作成作業の効率化を図ることとしていた。 ・平成18年度中にシステム開発を行い、19年度から当該システムの開発及び電子申請・届出システムとの連携を行うことにより、システム全体の稼働を図ることとしていた。</p>		
<p>事業の目的</p>	<p>少額短期保険の募集を行う者は、一定の者を除いて少額短期保険募集人登録簿に登録しなければならないこととされている。よって、保険会社の保険募集人と同様、保険募集時における虚偽表示や重要事項の不告知の禁止等といった保険募集にかかる禁止行為についての規定や監督についての規定等が適用されることとなっている。この少額短期保険募集人登録等の管理業務をシステム化することにより、もって登録申請者の利便性の向上を図るとともに、登録等管理業務を行う財務局職員の業務効率化を図り、また、少額短期保険募集人のデータベース化により、募集人情報の検索が可能な環境を整備することを目的として実施したものである。</p>		
<p>評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(達成目標)</b> 少額短期保険募集人登録等の管理業務をシステム化することにより、もって登録申請者の利便性の向上を図るとともに、登録等管理業務を行う財務局職員の業務効率化を図り、また、少額短期保険募集人のデータベース化により、募集人情報の検索が可能な環境を整備すること。</p> <p><b>(具体的成果)</b> ・19年度までに31業者が少額短期保険業者として登録されており、これらの募集人登録等について、募集人情報のデータベース化による検索時間の短縮による事務の効率化、電子データ管理による情報管理スペースの省スペース化等が図られた。 ・少額短期保険業者の登録が大幅に増加した際にも、システム化により迅速かつ効率的に審査・登録手続きを行うことができた。 ・少額短期保険業の登録後、直ちに営業開始を要望する業者にも対応することが可能となるなど、申請者の利便性向上にも資することとなった。</p> <p><b>(必要性)</b> ・少額短期保険募集人に対する監督業務の実施を支援するものであることから、国が直接行うべき業務であり、本システムの開発により、申請者の持込・郵送等にかかる負担軽減及びこれに伴う紛失・個人情報漏洩等のリスク軽減が図られるものと考えている。 ・少額短期保険業制度の導入は18年4月であったことから、本システムの開発は極めて緊急性の高いものであった。</p> <p><b>(効率性)</b> 少額短期保険業制度の導入に伴い、新たな事務が発生することとなったものですが、本システムにより、募集人情報のデータベース化等による当庁の募集人管理事務の効率化が図られた。</p> <p><b>(有効性)</b> 募集人情報のデータベース化、電子データ管理による情報管理スペースの省スペース化により、登録事務等の効率化のために必要な情報処理が可能となり、かつ情報管理面での安全性を図ることが可能となった。</p> <p><b>(総括)</b> ・本システムの開発により、申請者の利便性の向上、登録事務及び管理事務の迅速化・効率化、情報管理面での安全性の向上等を図ることができた。 少額短期保険業制度が導入されてから2年しか経過していないことから、今後は募集人登録申請等の増加が見込まれ、成果は今後も順次上がってくるものと考えている。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>

平成20年度事業評価書

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：監督局総務課バーゼルⅡ推進室

<p>事業名</p>	<p>バーゼルⅡの国内実施に伴う審査・承認業務等に対応したシステムの整備 (平成20年度事業評価書：18頁)</p>		<p>事後2</p>
<p>事業の概要</p>	<p>平成18年度末から実施されたバーゼルⅡでは、信用リスクの内部格付手法及びオペレーショナル・リスクの先進的計測手法については、採用に先立って新規制に基づく予備計算を実施した上で、監督当局の承認を得る必要があり、新規制の実施当初からこれらの手法の採用を希望する金融機関は、17年度末から予備計算を行うこととされていた。このため、17年度予算に基づき、これらの金融機関の予備計算結果の分析をはじめとする審査・承認業務に必要なシステムの開発を行った。また、18年度においては、本システムの機能拡張のための開発を行うとともに、バーゼルⅡに基づく自己資本比率の報告フォーマットの修正等、新規制の実施後におけるオフサイト・モニタリングに必要なシステム開発を行った。</p>		
<p>事業の目的</p>	<p>監督当局として、各金融機関のリスク計測手法やその計測結果について統計的な分析を行い、その適切性を検証するためには、金融機関の提出データ等に関する情報セキュリティを適切に確保しつつ、バーゼルⅡに関する審査・承認業務に対応したシステム整備を図っていくことが必要不可欠である。また、新規制の実施後は、各金融機関の自己資本比率の計算結果等について、監督当局として効率的・効果的なモニタリングを行っていく必要があり、本事業は、こうした業務を実施するために必要なシステムの開発を目的としたものである。</p>		
<p>評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(達成目標) 金融機関のリスク計測手法等の適切性について検証を行うとともに、自己資本比率の計算結果等について効率的・効果的なモニタリングを行うこと。</p> <p>(具体的成果) 信用リスクの基礎的的内部格付手法については、18年度中に、各金融機関に対する年2回の予備計算ヒアリング等を通じて審査を行い、12グループ19先に対して承認を行った(19年3月)。また、19年度においても同様の審査を行い、基礎的的内部格付手法については3グループ5先、オペレーショナル・リスクの先進的計測手法については1グループ4先に対する承認を行った(20年3月)。また、承認後のフォローアップとして、各金融機関のリスク計測手法等の適切性について、本システムにより検証を行い、効率的・効果的なモニタリングを行った。さらに、バーゼルⅡの適用が開始された18年度末以降、監督当局の承認を要しない手法を採用している金融機関を含め、全ての預金取扱金融機関(20年3月末現在、677先)が、修正後の報告様式に基づき、自己資本比率の計算結果等の報告を行っている。</p> <p>(必要性) 内部格付手法等の先進的な計算手法の検証については、各国の監督当局が承認を行うにあたり、各金融機関のリスク計測手法等の適切性を十分に検証することとされており、我が国においても国が直接行うべきものである。</p> <p>(効率性) 限られた人員により、各金融機関のリスク計測手法及びその計測結果等について高度な統計分析等を行い、バーゼルⅡの国内実施に必要な審査・承認やオフサイト・モニタリングを効率的・効果的に実施していくことは、他の代替手段では不可能であり、システムの機能強化を行うことは、事務運営上、適正な手段であった。</p> <p>(有効性) バーゼルⅡの適切な国内実施を通じて、金融機関のリスク管理の高度化を促すことは、不良債権問題の再発防止等、将来にわたる金融システムの安定化や、監督当局としての監督手法の更なる向上に資する。</p> <p>(総括) 18年度において、本システムの構築が完了したことにより、限られた人員の下で、バーゼルⅡに基づく審査・承認業務やオフサイト・モニタリングを効率的・効果的に行うことが可能となった。今後は、国際的な議論の動向を踏まえつつ、必要に応じて監督当局としての検証方法の見直しやそのためのシステムの機能改修等を行っていく必要がある。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>

# 平成20年度事業評価書

評価実施時期：平成20年 8 月

担当部局名：監督局総務課監督調査室

<b>事業名</b>	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化 (平成20年度事業評価書：21頁)	<b>事後3</b>	
<b>事業の概要</b>	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、平成16年10月から預金取扱金融機関を対象に利用されている。18年度の事業内容は、再構築したシステムに保険会社の取扱いを可能とする機能追加を行うとともに、預金取扱金融機関にかかる徴求項目の追加・変更などの機能変更を行うことにより、システムの一層の機能強化を図るものである。		
<b>事業の目的</b>	本事業は、金融を巡る環境の変化に適時に対応する監督体制を構築し、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等によって、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握することを目的として実施した。更に、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促すことを目指していた。		
<b>評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(達成目標) 効果的なオフサイト・モニタリングの実施を支援すること。</p> <p>(具体的成果) 証券会社及び保険会社に関する事務を新システムへ移行したことによって、オンラインでデータ徴求が可能になったことに加え、様式の変更・追加が柔軟に行えるようになった。 また、16年10月から新システムで利用を開始している預金取扱金融機関について、制度の見直しに対応した徴求項目の追加・変更等を行ったことにより、効果的なオフサイト・モニタリングの実施が可能となった。</p> <p>(必要性) コンピュータ・システムの機能強化により、国固有の責務である金融機関等の監督について、オフサイト・モニタリングの効果的な実施を支援するものであり、国が直接行うべき業務である。 監督部局の限られた人員により、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで効率的に行うことが不可欠である。また、さらに効果的なオフサイト・モニタリングを実施するためには、新たな制度改正等の金融機関をとりまく状況の変化に対応した機能強化を早急に行う必要があった。</p> <p>(効率性) 新システムでは、オンラインでのデータ徴求が可能となった。これによって、即時でのデータの形式的なエラーチェックが可能になるなど、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られた。</p> <p>(有効性) 新システムは、新たな制度改正等の行政課題への対応を想定し、徴求項目の追加・変更、多様な分析など、機能追加が柔軟に対応できるシステムとなった。 また、データを暗号化し、オンラインでデータ徴求を行うことが可能であるため、情報管理面においても安全性が向上したほか、財務事務所まで展開されたことから、迅速なデータ処理が可能となり、中小・地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに実施できるようになった。</p> <p>(総括) 19年4月に保険会社を新システムへ移行したことをもって、新システムの構築は完了した。これまでの取組みによって、限られた人員・予算の下で、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況等の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを効果的に実施することが可能となった。 今後は、金融機関を取り巻く状況の変化を踏まえ、システムの更なる機能強化等の検討が必要である。</p>		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

# 平成20年度事業評価書

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：総務企画局企業開示課

<p>事業名</p>	<p>有価証券報告書等に関する電子開示システム（EDINET）の更なる基盤整備等  (平成20年度事業評価書：29頁)</p>		<p>成果重視1</p>								
<p>事業の概要</p>	<p>有価証券報告書等の開示書類の一連の手続を電子化するEDINETの更なる基盤整備を進めるものである。</p>										
<p>評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(達成目標) 効果的なオフサイト・モニタリングの実施を支援すること。</p> <p>(目標の達成度合いの結果) 提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じた情報公開サーバーへのアクセス件数（月平均）は、増加傾向にあり、システムの継続的な基盤整備による効果を表している。</p> <p><b>【EDINETサイトへのアクセス件数（月平均）】</b> (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="312 846 817 902"> <tr> <td>16事務年度</td> <td>17事務年度</td> <td>18事務年度</td> <td>19事務年度</td> </tr> <tr> <td>152,000</td> <td>277,000</td> <td>321,000</td> <td>396,000</td> </tr> </table> <p>(注1) 事務年度は、7月～翌年6月末。 (注2) 19事務年度は、新システムが20年3月17日から稼動したため、19年7月1日から20年3月16日までの参考数値。</p> <p>(予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果) 平成17年度システム第二次開発において、システム開発に必要な企業内容等の開示に関する内閣府令（素案）の策定が18年2月にずれ込んだことに伴い、仕様検討及び開発時期が後ろ倒しとなり、開発の完了時期が同年8月となることが予想された。このため、システムの第二次開発に関する予算を繰越明許費として次年度に繰り越したものであり、当該予算執行の弾力化によってEDINETの継続的な基盤整備を図ることができた。</p> <p>(進捗状況及び今後の見通し) 利用者の利便性の向上等、緊急性を要しないシステム開発については、再構築におけるシステム開発において検討することとし、二重投資となりにかねないシステム投資を防止するよう、EDINETのシステム開発を行った。 なお、20年3月17日より再構築後の新システムが稼動している。</p>			16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	152,000	277,000	321,000	396,000
16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度								
152,000	277,000	321,000	396,000								
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>								

# 平成20年度事業評価書

評価実施時期：平成20年 8 月

担当部局名：総務企画局企業開示課

<b>事業名</b>	最適化計画の実施に伴う有価証券報告書等に関する電子開示システム（EDINET）の再構築 （平成20年度事業評価書：31頁）	<b>成果重視2</b>
<b>事業の概要</b>	有価証券報告書等の開示書類の一連の手続を電子化するEDINETの最適化計画に基づき再構築をするものである。	
<b>評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（達成目標）</b> 18年度から着手したシステム開発及びタクソノミ開発を終了し、再構築後のシステムを稼動させること。</p> <p><b>（目標の達成度合いの結果）</b> 18年度において、タクソノミ開発、システム開発等を行うなど、最適化計画に基づいたEDINETの再構築を実施し、新システムが20年3月17日に稼動した。 EDINETの再構築においては、XBRLの導入により開示情報の二次利用性及び開示書類等利用者の利便性の向上等が期待されるとともに、審査支援機能の充実・強化、類似機能の統廃合によるコスト削減が図られた。</p> <p><b>（予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果）</b> 再構築にあたっては、パイロット・システム構築から本番システムの構築まで約2年程度の期間を要することが予想されたため、再構築に関する契約にあたっては、再構築期間に応じて国庫債務負担行為を活用した複数年契約を採用した。これにより、単年度毎に入札・契約をする場合に比し、費用の低減及び業務の効率化等が図られた。</p> <p><b>（進捗状況及び今後の見通し）</b> 業務・システム最適化計画に基づくEDINETの再構築を実施し、20年3月より新システムが稼動している。今後、24年度まで国庫債務負担行為にて運用経費を計上し、運用を実行する。</p>	
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>
		<b>記載事項(抜粋)</b>

# 平成20年度事業評価書

評価実施時期：平成20年 8 月

担当部局名：公認会計士・監査審査会事務局総務試験室

<b>事業名</b>	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築 (平成20年度事業評価書：33頁)	<b>成果重視3</b>
<b>事業の概要</b>	複雑化する試験事務への対応及び受験者等に対する情報提供サービスの充実のため、コンピュータ・システムの開発を行うものである。	
<b>評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(達成目標)</p> ①公認会計士試験受験者に対する成績通知率の向上 (19年度：目標70%) ②インターネットを経由した情報提供サービスへのアクセス件数の増加 (19年度：目標75千件) <p>(目標の達成度合いの結果)</p> システム開発において、免除申請情報を適正に管理する機能や合否判定機能等に加え、成績通知に係る機能を開発し、平成18年以降の公認会計士試験論文式試験において、成績通知率は100%となった。 また、システム開発により、試験結果の迅速な公表や多角的なデータ分析による受験者への詳細な情報提供が可能となった。 こうして分析・集計した資料はインターネットを通じ受験者等に情報提供を行っており、情報提供サイトへのアクセス件数は210,531件となり、18年度の175,999件からさらに増加し、目標件数75,000件を大幅に上回った。 <p>(予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果)</p> 運用支援及び機器借入契約については、複数年度で契約締結することにより、単年度契約の場合よりも費用が抑えられた。 <p>(進捗状況及び今後の見通し)</p> 本システムは、平成18年から実施されている新公認会計士試験の円滑な実施に向けて17年度及び18年度に開発を行い、18年1月から随時運用を開始した。免除申請情報を適正に管理する機能や合否判定機能等を開発したことにより、新試験制度に対応した試験事務を迅速に行うことが可能となったことに加え、受験者等に提供する情報を充実させた結果、毎年度、目標は達成された。 なお、19年度においては、公認会計士試験の実施の更なる改善に向けて検討が行われ、ここで検討された改善策に対応するため、20年度に本システムの追加機能の開発を行った。	
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	施政方針演説等	年月日
		記載事項(抜粋)